

農薬類の分類見直し案について

1. 分類見直しの検討経緯

農薬類の分類見直しについては、検出状況や出荷量、許容一日摂取量の見直し状況等を踏まえ、現行の検討対象農薬 206 物質（第 1 候補群 102 物質、第 2 候補群 26 物質及び第 3 候補群 78 物質）に、厚生労働科学研究「水道における水質リスク評価および管理に関する総合研究」により設置している農薬分科会の研究対象物質等 37 物質を追加した 243 物質を検討対象農薬類として、検討を行ってきた。

また、分類見直しの考え方については、第 12 回厚生科学審議会生活環境水道部会及び平成 24 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会に提示し、了承された。

2. 農薬類の新分類区分

水道原水から検出される可能性の大きさから、次表のとおり分類を見直す。

なお、農薬類の目標値は、対象農薬リストへの掲載の有無にかかわらず、随時見直しを行うとともに、その結果を公開し、水道事業体による検査結果の判定の目安とする。

新分類名	考え方
水質基準農薬類	現行の対象農薬リスト掲載項目であって、その浄水における検出状況から、最近 3 ヶ年連続で目標値の 50%超過地点が 1 地点以上存在する、又は最近 5 ヶ年の間に目標値超過地点が 1 地点以上存在するもの
対象農薬リスト掲載農薬類	測定すれば目標値の 1%を超えて浄水から検出されるおそれがあるもの 社会的な要請があるもの
要検討農薬類	目標値が設定された場合、その 1%を超えて浄水から検出されるおそれがあるものであり、対象農薬リスト掲載項目に準じて知見の収集に努めるもの
その他農薬類	測定しても浄水から検出されるおそれが小さく、検討の優先順位が低いもの
除外農薬類	現行の対象農薬リストに掲載され、過年度の測定結果、出荷状況（登録の失効を含む）等から目標値の 1%を超えて検出される蓋然性がないもの

(参考)

(1) 検討結果

現行分類	見直し前	見直し後分類			
		対象農薬リスト掲載農薬類	要検討農薬類	その他農薬類	除外農薬類
第1候補群	102	87	0	0	14
第2候補群	26	14	3	5	0
第3候補群	78	12	2	63	0
追加農薬類	37	7	11	16	0
総計	243	120	16	84	14

(注) 具体的な分類結果は別紙のとおり。

(2) 検討対象とした農薬類

農薬類の取扱いについては、厚生科学審議会答申（平成 15 年 4 月）において、検討対象農薬を測定方法の有無及び検出状況の観点から次の 3 群に分類している。

(第1候補群)

測定方法があり、かつ、国内推定出荷量が 50 t 以上あることから、水道原水で検出されるおそれがあるもの。ただし、50 t 未満の農薬であっても現に検出されていれば第 1 候補群に含める。

(第2候補群)

現在のところ水道水に適した測定方法がないが、国内推定出荷量が 50 t 以上あることから、測定すれば検出されるおそれがあるもの。

(第3候補群)

国内推定出荷量が 50 t 未満であり、測定しても検出されるおそれがないもの。

今般の見直しにあたっては、現行の検討対象農薬 206 物質（第 1 候補群 102 物質、第 2 候補群 26 物質及び第 3 候補群 78 物質）に、厚生労働科学研究「水道における水質リスク評価および管理に関する総合研究」により設置している農薬分科会の研究対象物質等 37 物質を追加した 243 物質を検討対象農薬類として検討を行った。

(添付資料説明)

別紙：見直し後の農薬類の分類（案）

参考1：農薬類の分類見直しについて（案）

平成24年7月20日開催の「平成24年度第1回水道水質基準逐次改正検討会」資料1「農薬類の分類見直しについて（案）」を、同検討会で案が承認された目標値の見直し又は設定内容、水道統計水質編（平成19～22年度）の検出状況等を踏まえて修正を行ったもの。

参考2：農薬類の見直し内容

別紙を現行の分類区分に沿って、見直し内容を整理したもの。